

訓練時の遵守事項について

- 1 訓練は原則2名以上で行うこととし、訓練士及び岡山市から許可を得た者以外は同時に1人2頭以上を扱わないこと。
- 2 訓練を行うボランティアは、入退場時に施設管理者に申し出るとともに指定の様式(電子的媒体を含む)に必要事項(氏名、時間、訓練内容、引継ぎ事項等)を記録すること。
- 3 訓練は受託者である訓練士の指示の下に実施することとし、会場内にて指示以外の訓練を行わないこと。
- 4 訓練は訓練士が選別した犬に対して実施すること。また、訓練前に対象犬の健康状態を確認し、異常を認めた場合(嘔吐、下痢、沈鬱等)は岡山市担当者に報告し、指示を受けること。
- 5 訓練時には必要に応じて、防護手袋等の着用、収容犬に対する口輪の装着、逸走防止措置を講じる等の事故発生防止のために細心の注意を払い実施すること。
- 6 犬舎内の犬を訓練会場へ移動させる際は、犬舎各個室内で首輪、リードを必ず装着してから、犬舎通路、会場へと移動する。犬の逃亡を避けるため、犬舎各個室、通路及び訓練会場への出入り後に通過するドアは速やかに閉めること。
- 7 訓練会場内ではリードをしっかりと保持または固定具に固定すること。
- 8 訓練中は犬から目を離さず、危険を及ぼす可能性があると判断した場合は訓練を中断すること。
- 9 許可されていない犬用おもちゃ、おやつ、エサ等を訓練に使用しないこと。
- 10 持参した手荷物等の管理は各自で責任を持つこと。
- 11 訓練に参加するボランティアは、犬の訓練を効率よく進めるために互いの連携が必要であることを認識して、積極的に情報交換を行うこと。また互いを尊重し、協力して事業の推進を図ること。
- 12 岡山市が指定した訓練士及び施設管理者から許可を受けていない犬用おもちゃ、おやつ、エサ等の訓練に必要なものは場内に持ち込まないこと。
- 13 施設管理者から施設利用上の注意や指示があった場合は、必ずこれに従うこと。
- 14 許可を受けていない犬を犬舎、訓練会場に持ち込まないこと。
- 15 設備に破損があった場合は、速やかに施設管理者に報告し、修復に努めること。